

埼玉県私立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、 特別支援学校の設置者変更認可に係る審査審査基準

埼玉県所轄の私立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「私立高等学校等」という。）の設置者変更認可については、法令の定めるところに従い審査するため、この基準を定める。

第1 基本方針

私立高等学校等の設置者変更認可は、当該私立高等学校等の設置者変更が、十分に適正な理由があり、魅力ある学校づくりに資すると認められ、かつ、変更後の設置者が、私立学校としての特色のある教育を行うのに適正な者であると認められる場合で、第2以下の基準に適合するときに行うものとする。

第2 条件

変更する学校法人の財務状況及び現に設置している学校の規模等から総合的に勘案して、私立高等学校等を設置することについての合理性があり、かつ関連法令及び「埼玉県私立小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校を設置する学校法人の寄附行為及び寄附行為変更認可に係る審査基準」に適合し、寄附行為認可が受けられるものであること。

第3 計画協議等

- 1 高等学校等の設置者変更認可を受けようとする学校法人は、あらかじめ計画協議書に必要書類を添付して知事に提出し、当該計画に対する知事の意見を聴かなければならない。
- 2 知事は、提示された設置者変更計画協議書等の内容を審査し、あらかじめ私立学校審議会の意見を聴いた上で、申請者に対し設置者変更計画を適当であるとする旨の回答をするものとする。

附 則

この審査基準は、平成15年9月3日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成17年11月9日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成21年4月1日から施行する。